

社会福祉法人県央福祉会  
評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人県央福祉会の評議員に対して支給する報酬について規定する。

(報酬額等)

第2条 法人の指定する評議員会、入札、賞罰委員会、その他の会議（以下「会議等」という）に出席した法人評議員に対し、報酬を支払う。

2. 報酬の額は、1日当たり12,640円とし、源泉徴収後の金額を、その都度支払うものとする。但し、リモート参加の場合は、会議等の翌月月末に振込にて支払うものとする。なお、同一日に複数の会議等に出席した場合であっても、1日当たりの報酬額は変更しないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第4条 この規定に定めのない事項は、理事会において協議して定めるものとする。

(附則)

この規則は平成10年11月1日から施行する。

平成23年4月1日	改正	平成24年4月1日	改正
平成25年1月1日	改正	令和3年3月1日	改正
令和4年9月1日	改正	令和6年1月1日	改正
令和6年7月1日	改正		